

別記様式（第7条関係）

低入札価格審査書

世田谷区財務部経理課

- 1 件名 世田谷区立池之上小学校第2校舎解体工事
履行場所 世田谷区代沢2丁目42番9号
履行期間 契約確定の日から令和4年5月31日まで
- 2 入札日 令和3年4月2日
- 3 調査対象者 株式会社滝口興業 東京支店
- 4 予定価格 321,290,000円（税抜）
- 5 入札価格 224,903,000円（税抜）
- 6 調査実施概要

	調査項目	調査内容
1	その価格により入札した理由	○解体工事に特化した専門業者であり、大型重機等を自社で保有し、技術者・技能者も多数在籍していることから、完全に近い形での自社施工が可能であり、機器のリース代、人件費の低減を図ることができるため。 ○鉄筋コンクリート造、鉄骨造建物の解体について豊富な実績があり、安全かつ効率的な作業により諸経費の低減が可能であるため。 ○産業廃棄物の収集運搬業者にはグループ会社を起用し、処分業者についても長年取引のある業者と折衝することで、処分費用の圧縮が可能であるため。
2	手持ち工事の状況	特筆すべき事項なし
3	契約対象工事における配置予定技術者	配置予定技術者の主な保有資格は以下のとおり。 ・ 監理技術者（とび・土工工事業、解体工事業） ・ 二級土木施工管理技士 ・ 解体工事施工技士
4	契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連	特筆すべき事項なし
5	手持ち資材の状況	防音パネル、防音シート、アドフラット鋼板、コンプレッサー、単管パイプ
6	資材購入予定先	フラットパネル等仮設材を下請予定業者より購入予定
7	手持ち機械の状況	バックホウ多数
8	労働者の具体的供給見通し	調査対象者からは監理技術者のほか、現場代理人及び解体工・オペレーターを配置。 内装解体工等の作業員については、下請事業者から配置予定。

9	<p>工事实績</p> <p>※当該開札日から過去3年の間に完了した契約金額50,000千円以上の公共工事名</p>	<p>○件名：港区立高輪二丁目災害対策住宅解体工事 発注者：港区 工期：令和2年9月15日から令和3年3月19日 金額：55,532,400円</p> <p>○件名：高エネ研（東海）排水浄化施設とりこわし工事 発注者：高エネルギー加速器研究機構 工期：令和2年5月7日から令和3年2月26日 金額：80,498,000円</p> <p>○件名：オートレース場審判棟新築工事に伴う2号館一部解体工事 発注者：埼玉県川口市 工期：令和元年11月6日から令和2年9月18日 金額：184,030,000円</p> <p>○件名：旧成田西子供園解体工事 発注者：杉並区 工期：令和2年1月23日から令和2年8月21日 金額：54,560,000円</p> <p>ほか</p>
---	------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

7 低入札価格審査委員会

開催日	令和3年4月19日
審査結果	<p>○一部工事は下請に外注するが、ほとんどの工種において自社施工が可能であること、また、重機や資材についても一部を除き自社所有の資機材を使用することが可能であり、機器リース代、人件費等を低減できることが低価格で積算されている主な理由であり、過去の実績から施工に問題はないと判断できる。</p> <p>○区の積算と乖離がある一部の工種においても、長年取引のある業者と折衝、あるいは過去の自社の実績から想定金額を算出することで、無理のないコスト圧縮を図っており、仕様通りの適切な施工が可能であると判断できる。</p> <p>○世田谷区公契約条例における事業者の責務や労働報酬下限額等について理解したうえで積算していることを確認した。</p> <p>以上、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がされない恐れがあるとは認められないので、落札者と決定する。</p> <p>ただし、コスト圧縮による下請業者へのしわ寄せや粗雑工事が生じることがないように、世田谷区低入札価格調査制度要領第8条及び世田谷区公契約条例の観点を踏まえ、区は発注者としての責任を持って、工事の進捗管理及び現場監督を徹底する。</p>